

第2章 地域福祉を取り巻く状況

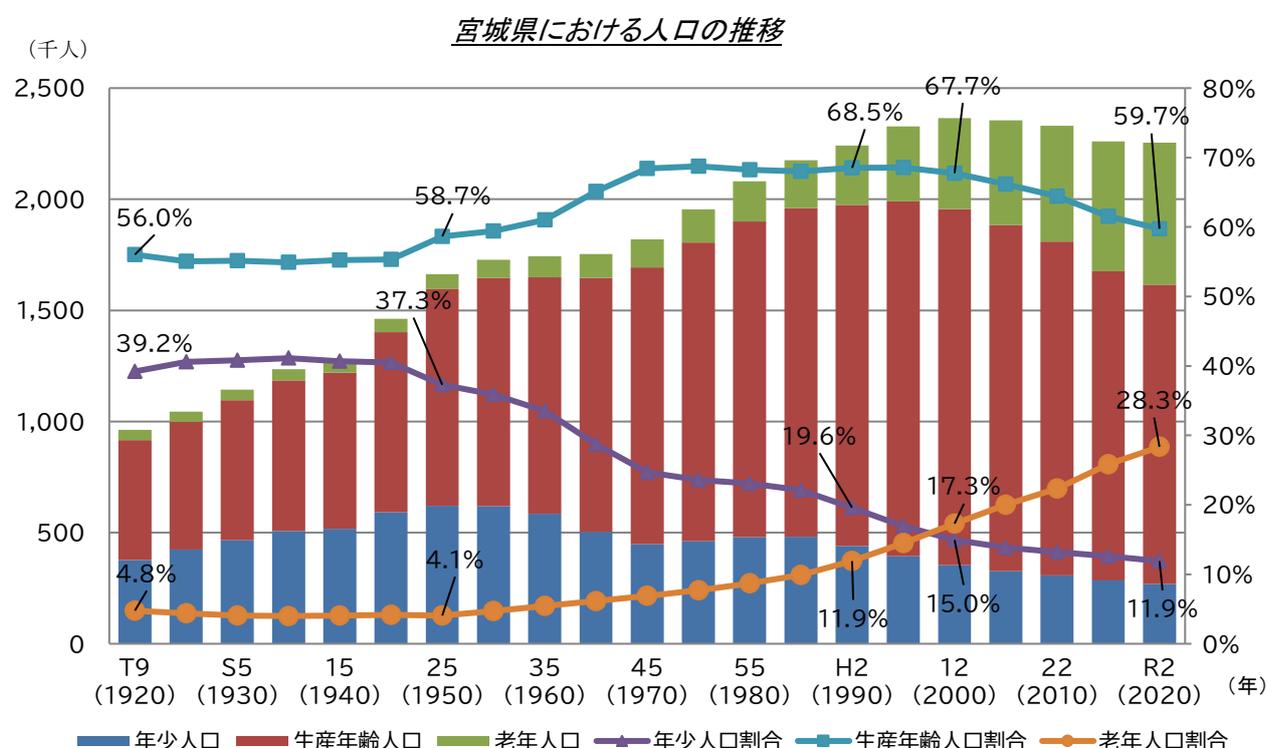
1 地域社会の状況

(1) 将来人口の推移

①人口の推移

県の人口は、平成15年（2003年）の推計人口の237万1,683人をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）の国勢調査では、233万3,899人となっています。

また、老年人口（65歳以上）は、1990年代以降急速に増加し、平成12年（2000年）の国勢調査時に年少人口（14歳以下）の割合を超えました。

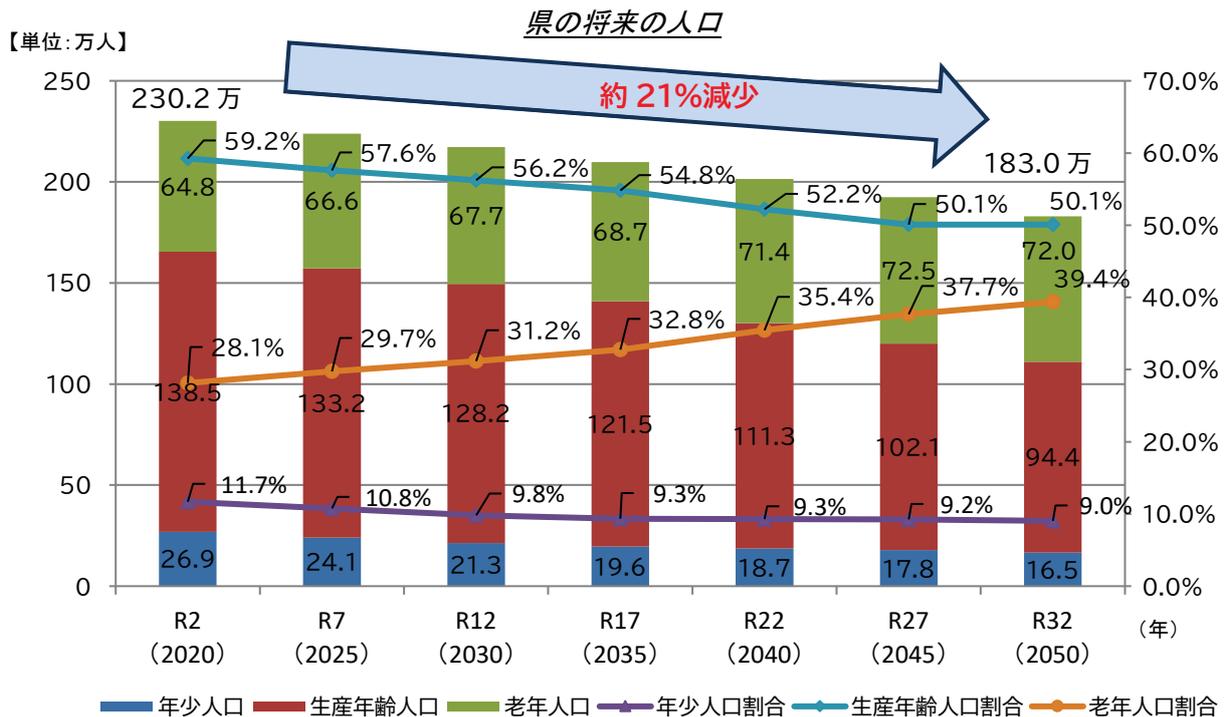


出典:「国勢調査」(総務省)

②国の推計による宮城県の将来の人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年（2050年）の県の人口は、令和2年から約21%減少し、約183万人になると見込まれています。

生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（14歳以下）は今後さらに減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、令和32年（2050年）の高齢化率は39.4%に達すると見込まれています。



出典:「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)」

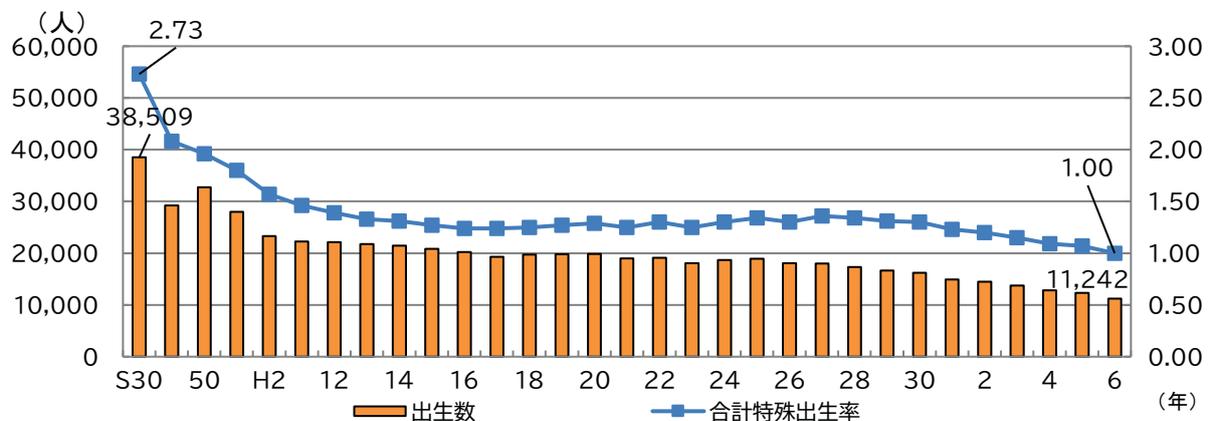
(2) 少子高齢化の状況

①出生数と合計特殊出生率の推移

県の出生数は減少傾向にあり、令和6年では11,242人となっています。また、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は1.00となっており、人口が長期的かつ安定的に持続される標準的な水準である2.07を大きく下回っています。

その一方で、子どもの貧困問題も深刻であり、国民生活基礎調査(厚生労働省)では、令和3年の日本の子どもの貧困率は11.5%(新基準)となっています。

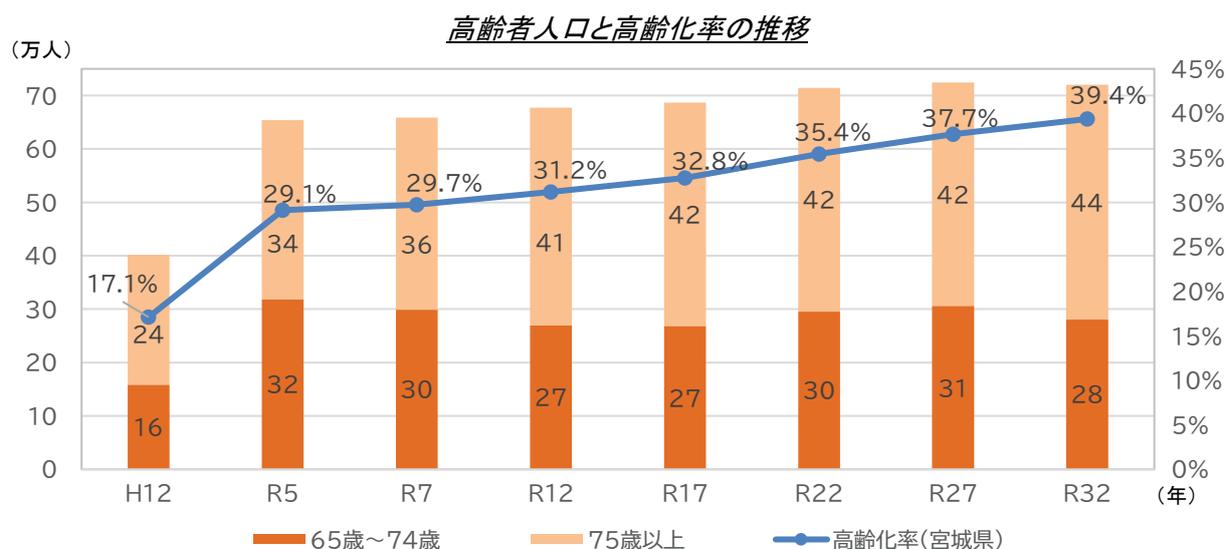
出生数と合計特殊出生率の推移



資料:宮城県人口動態統計

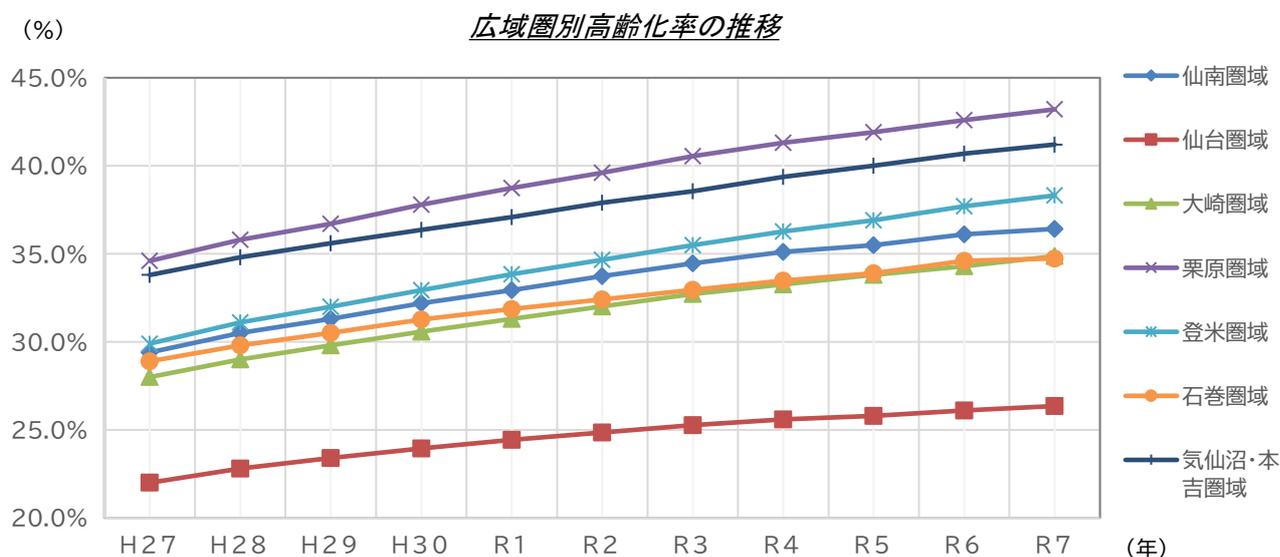
②高齢者人口と高齢化率の推移

令和7年3月末現在における宮城県の高齢者人口は658,415人、高齢化率は29.7%です。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和17年(2035年)には32.8%となり、県民の約3人に1人が高齢者となる見込みです。その後も高齢化は進み、令和27年(2045年)には高齢者数が約72万5千人でピークに達し、高齢化率は37.7%まで上昇するとされています。さらに、令和32年(2045年)には、総人口の減少ペースが高齢者数の減少ペースを上回るため、高齢化率は39.4%に達すると予測されています。また、今後は特に75歳以上の高齢者が増加していく見通しです。



資料:長寿社会政策課

令和7年3月末時点の広域圏別の高齢化率は、栗原圏が43.2%と最も高く、以下気仙沼・本吉圏(41.2%)、登米圏(38.3%)、仙南圏(36.4%)、大崎圏(34.9%)、石巻圏(34.7%)と続き、仙台圏が26.4%で最も低くなっています。



資料:長寿社会政策課

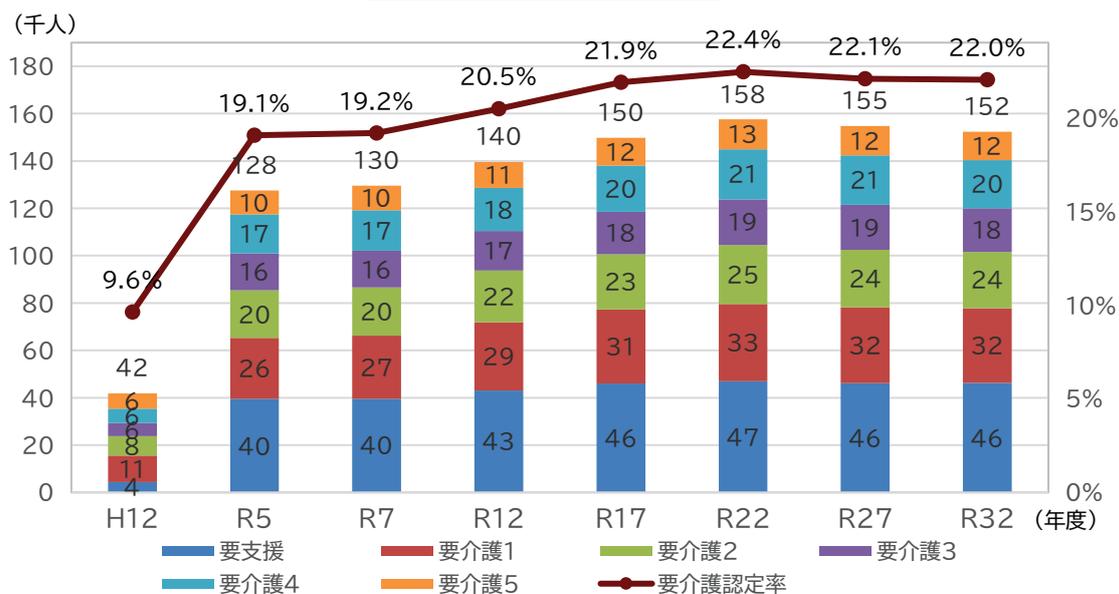
(3) 支援を要する人たちの推移

① 要介護・要支援認定者の推移

要介護・要支援認定者は増加の一途をたどっており、令和7年3月末時点で約13万人、介護認定率は19.2%に上ります。今後、要支援・要介護の状態になる可能性が高い後期高齢者（75歳以上）がさらに増加することから、認定者数及び認定率は令和22年（2040年）度まで上昇し続けると予測されています。

※要介護・要支援認定率とは：65歳以上の高齢者（第1号被保険者）に占める要支援・要介護認定者の割合

要介護・要支援認定者の推移



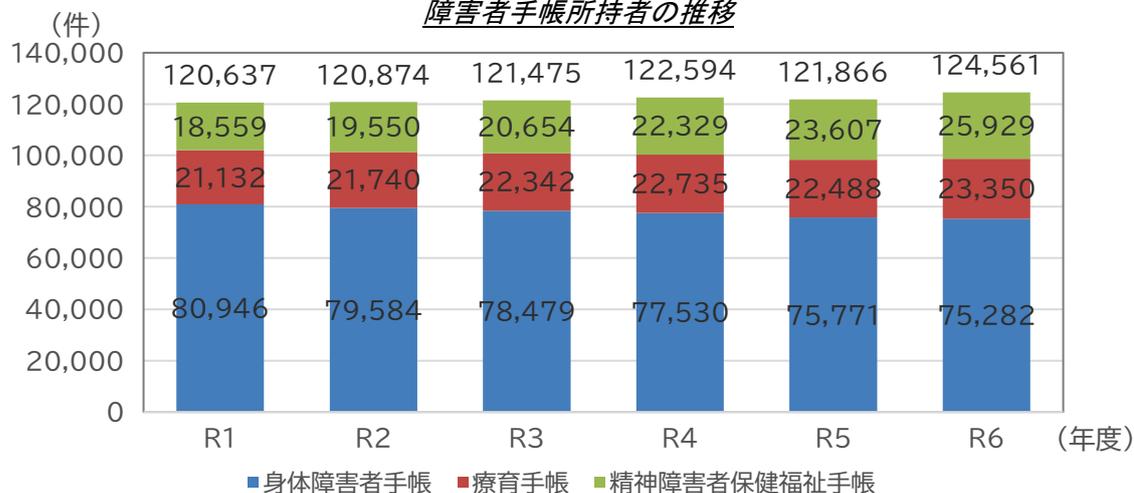
資料：長寿社会政策課

② 障害者の推移

令和6年度における障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳が75,282件、療育手帳が23,350件、精神障害者保健福祉手帳が25,929件となっています。

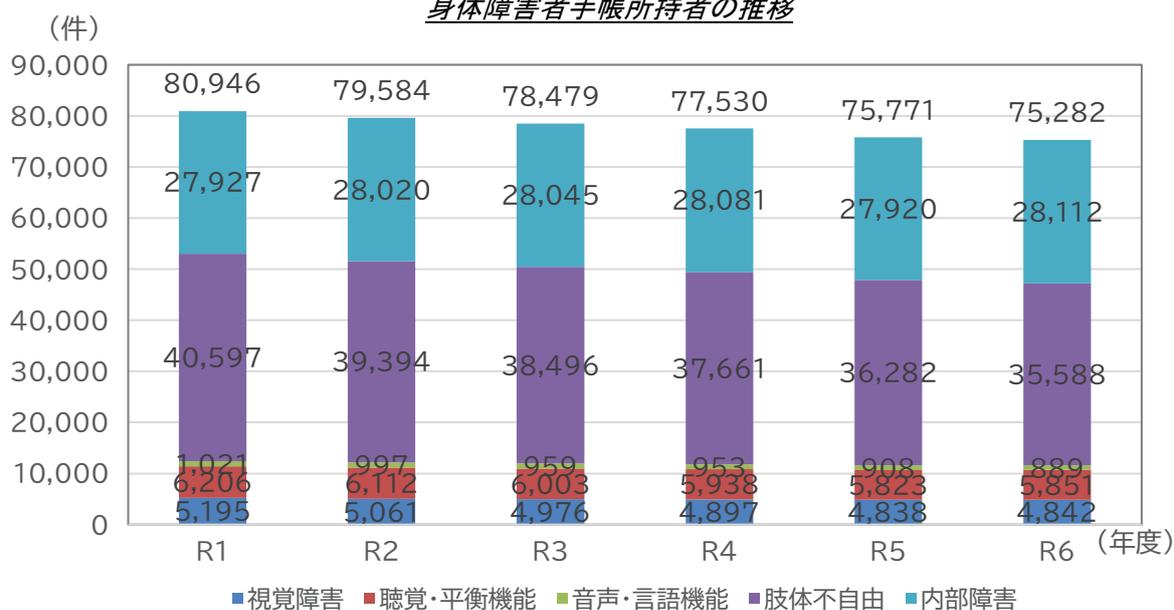
障害者手帳の交付件数の全体数は増加傾向にあり、令和元年度が120,637件であったのに対して、令和6年度は124,561件となっています。特に精神障害者手帳所持者が年々増加傾向にあります。

障害者手帳所持者の推移



資料：障害福祉課／精神保健推進室

身体障害者手帳所持者の推移



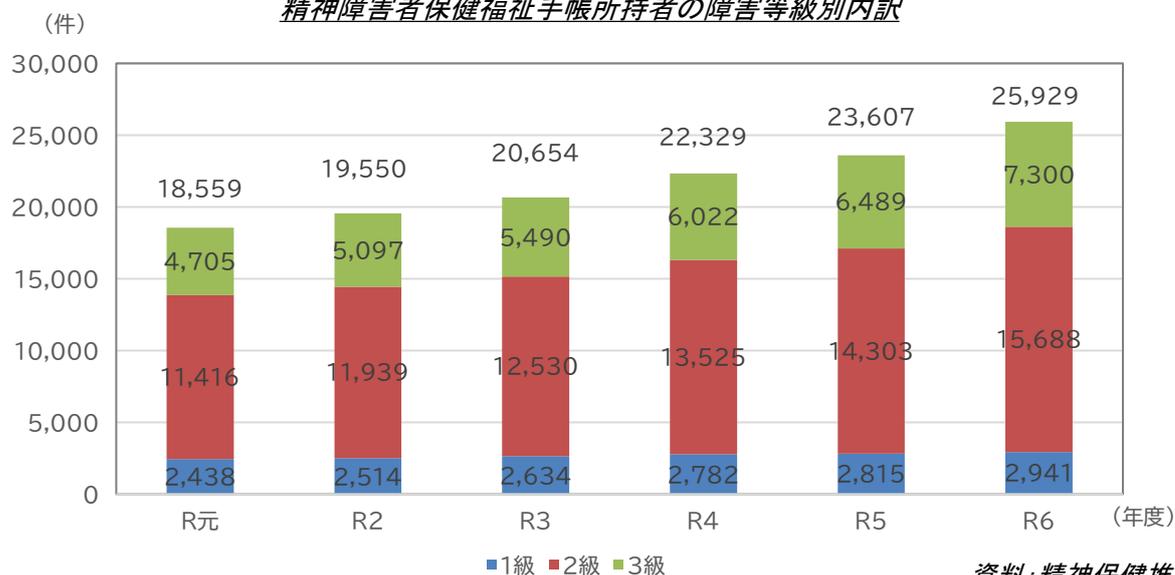
資料:障害福祉課

療育手帳所持者の推移



資料:障害福祉課

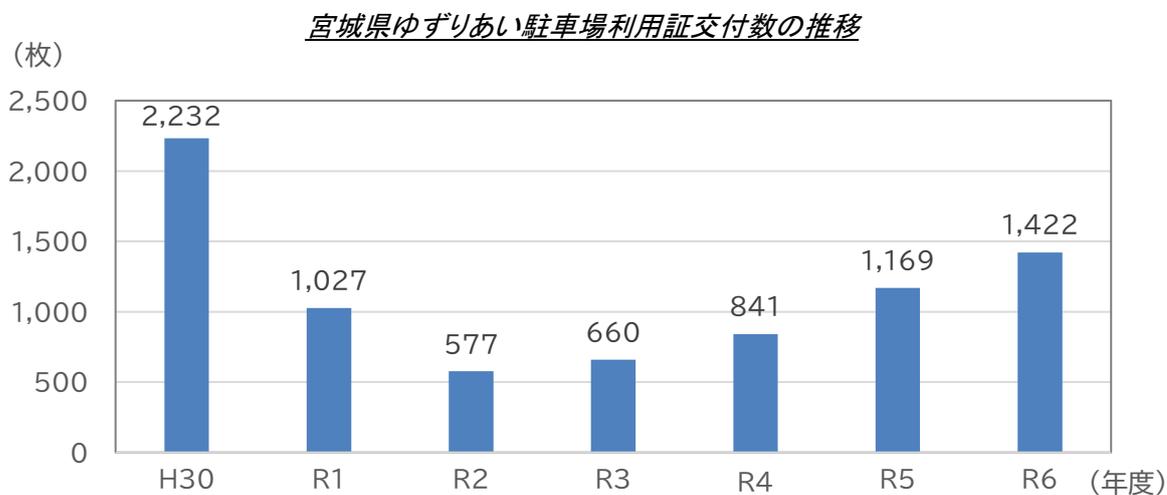
精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別内訳



資料:精神保健推進室

③宮城県ゆずりあい駐車場利用証交付数の推移

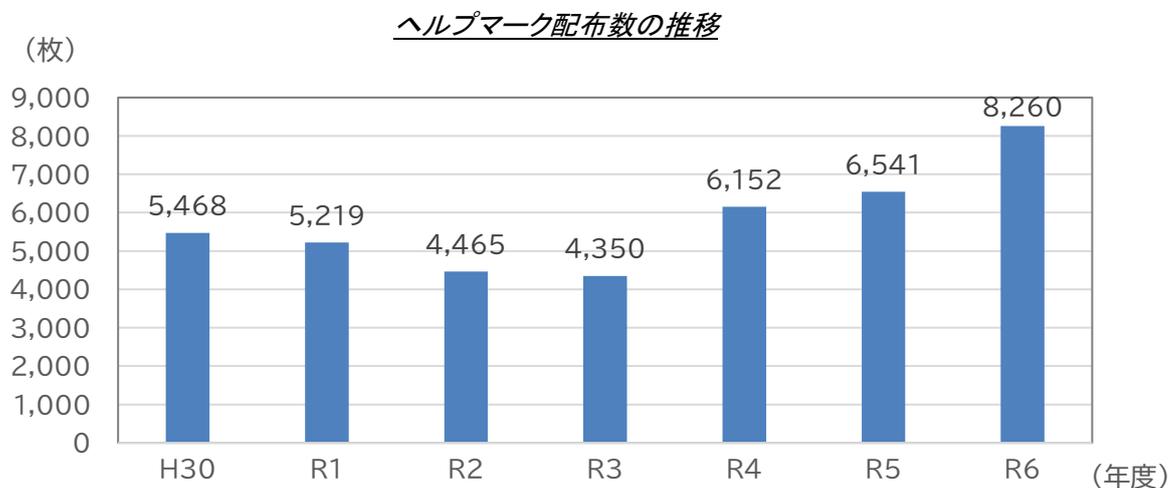
令和6年度の交付数は、1,422枚となっており、配布開始した平成30年度以降、これまでの交付累計は令和6年度末時点で7,928枚となっています。



資料: 社会福祉課

④ヘルプマーク配布数の推移

令和6年度の配布数は、8,260枚となっており、配布開始した平成30年度以降、配布累計は令和6年度末時点で40,455枚となっています。



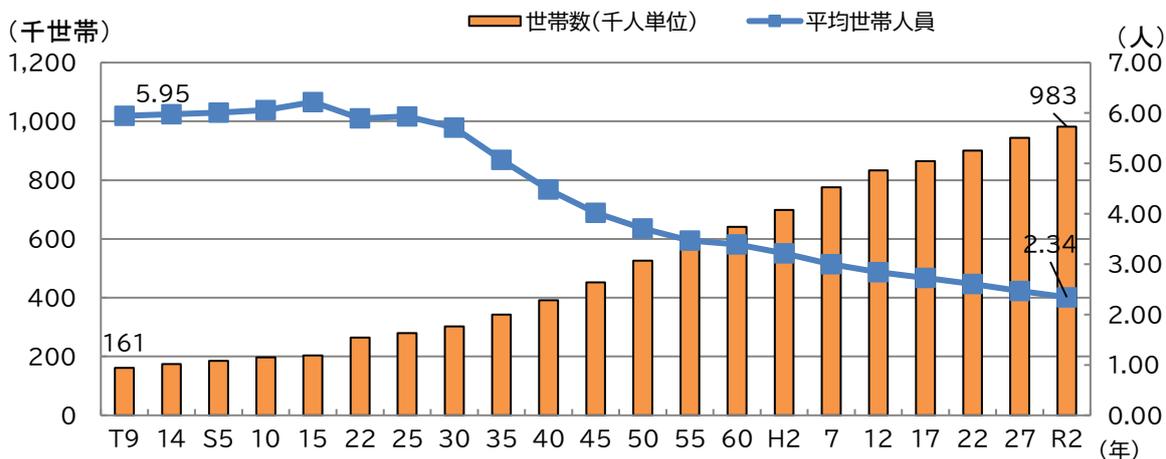
資料: 障害福祉課

(4) 世帯構成の推移

① 単独世帯と核家族世帯の推移

県の世帯数は増加していますが、一世帯当たりの平均人員は減少しており、令和2年では2.34人となっています。

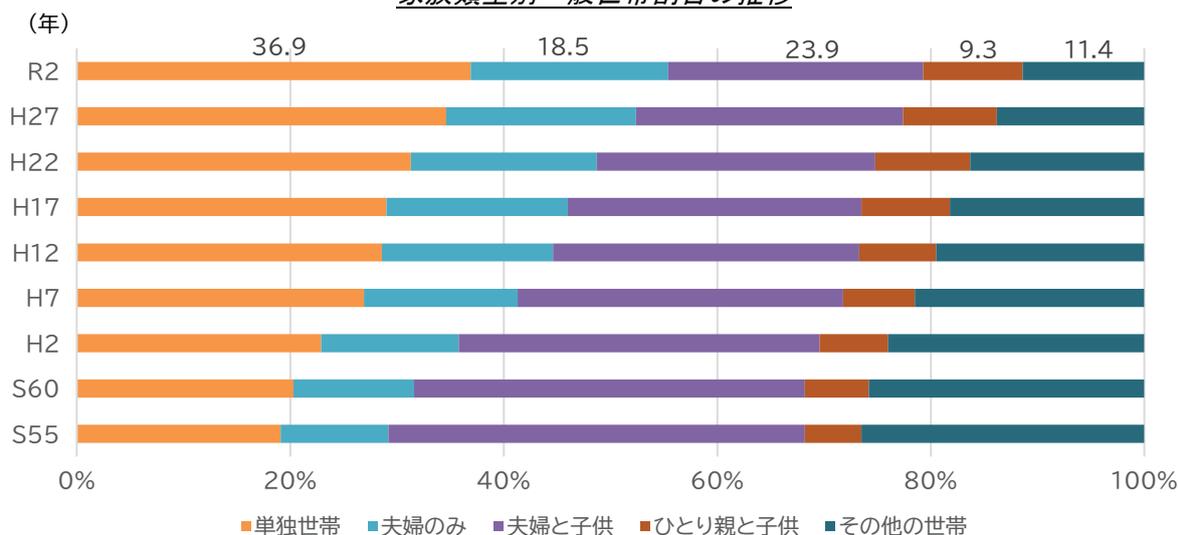
一世帯あたりの平均人員及び総世帯数の推移



資料:国勢調査

総世帯数に占める単独世帯(一人暮らし世帯)の割合は増加しており、令和2年では36.9%を占めています。

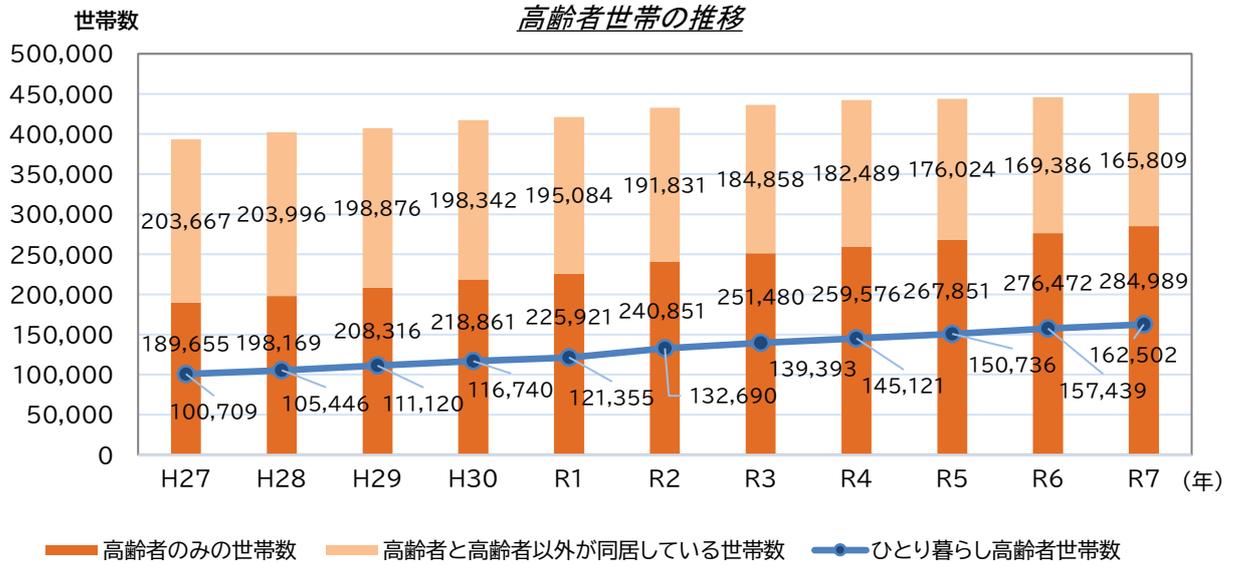
家族類型別一般世帯割合の推移



資料:国勢調査

②高齢者世帯の推移

高齢者世帯数（65歳以上の方が1人以上いる世帯）は増加しており、特に高齢者のみの世帯の増加が顕著です。高齢者のみの世帯は、令和2年の約24.1万世帯に対し、令和7年には約28.5万世帯と約18.3%の増加となっています。中でも、ひとり暮らし高齢者世帯数は、同時期に約13.3万世帯から約16.3万世帯へと約22.6%増加すると推計されています。

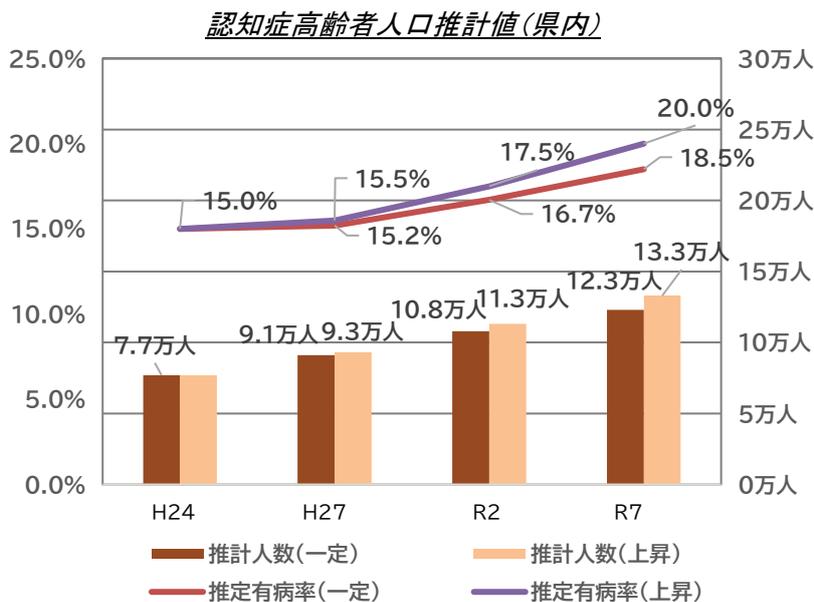


資料：長寿社会政策課

(5) 地域課題の顕在化

①認知症高齢者の推移

県内の認知症高齢者数は、国が推計した高齢者人口に占める認知症高齢者の比率を用いて推計すると、令和2年には10.8万人から11.3万人、令和7年には12.3万人から13.3万人となります。



【参考】認知症の人の将来推計について
 ○長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町(福岡県糟屋郡)研究のデータから、新たに推計した令和7(2025年)における認知症の有病率
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:18.5%
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.0%
 ※久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
 ○本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は全国で約700万人となる。

資料：長寿社会政策課

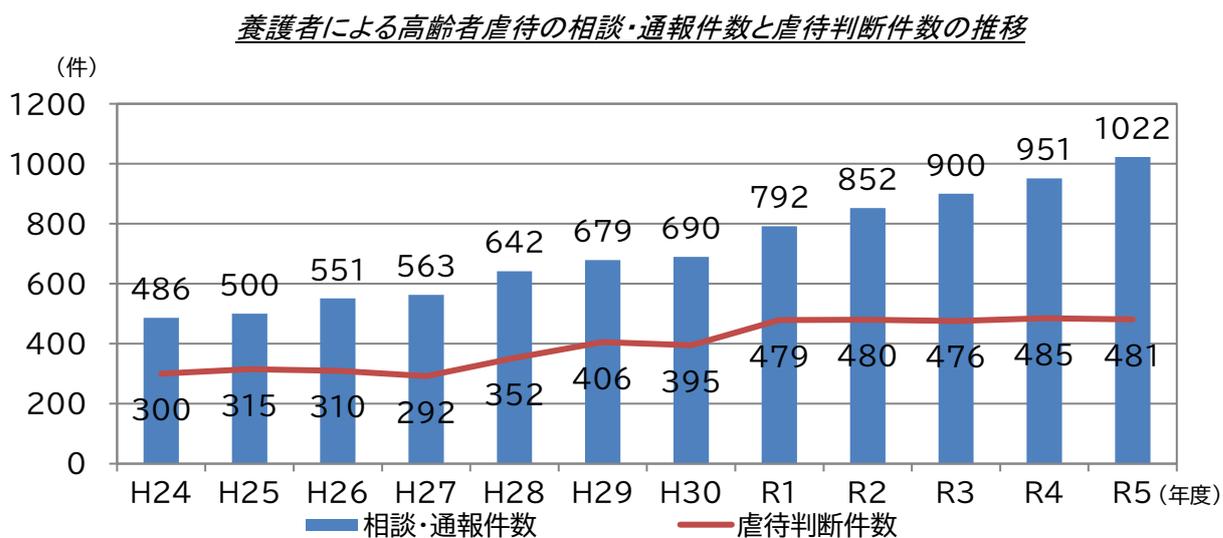
②障害者虐待相談件数の推移

県の障害者への虐待の相談件数は、平成29年度以降増加傾向にあり、平成29年度は76件であったのに対して令和5年度は366件と約5倍となっています。令和4年度から事業所において虐待防止委員会の設置が義務づけられるなど障害者権利擁護に対する意識も高まっており、同期間で虐待が認められた件数も23件から99件とこちらも同様に大幅に増加しています。



③高齢者虐待相談件数（養護者によるもの）の推移

平成18年の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行後、高齢者虐待防止についての理解が広がったことなどから、相談・通報件数は一貫して増加しています。



④児童虐待相談件数の推移

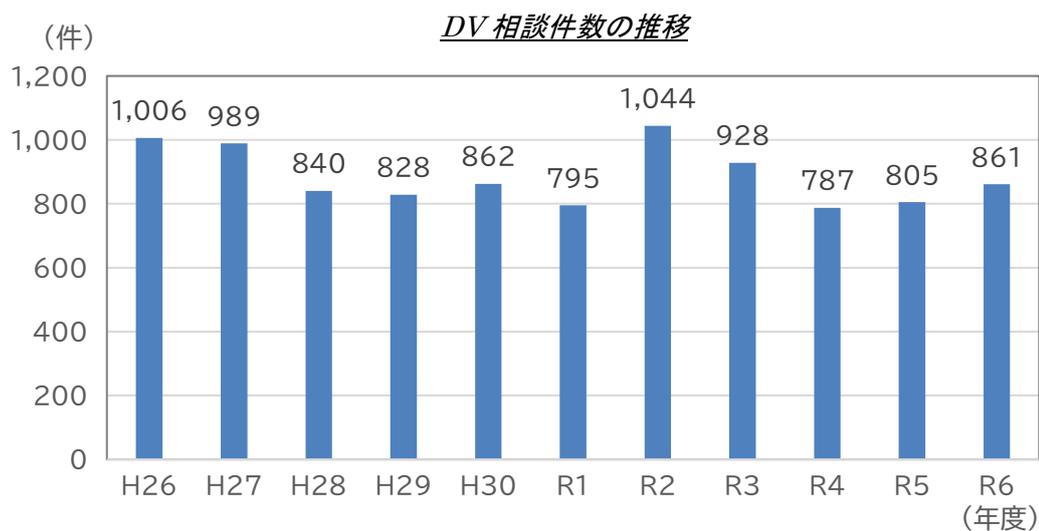
仙台市を除く県の児童虐待の相談件数は年度によって増減がありますが、平成26年度には802件であったのに対し、令和5年度には約2.4倍の1,928件と大幅に増加しています。



資料: 子ども・家庭支援課

⑤DV相談件数の推移

県のDVの相談件数は平成27年度には、989件であったのに対し、令和6年度には861件に減少していますが、依然として高い水準にあります。

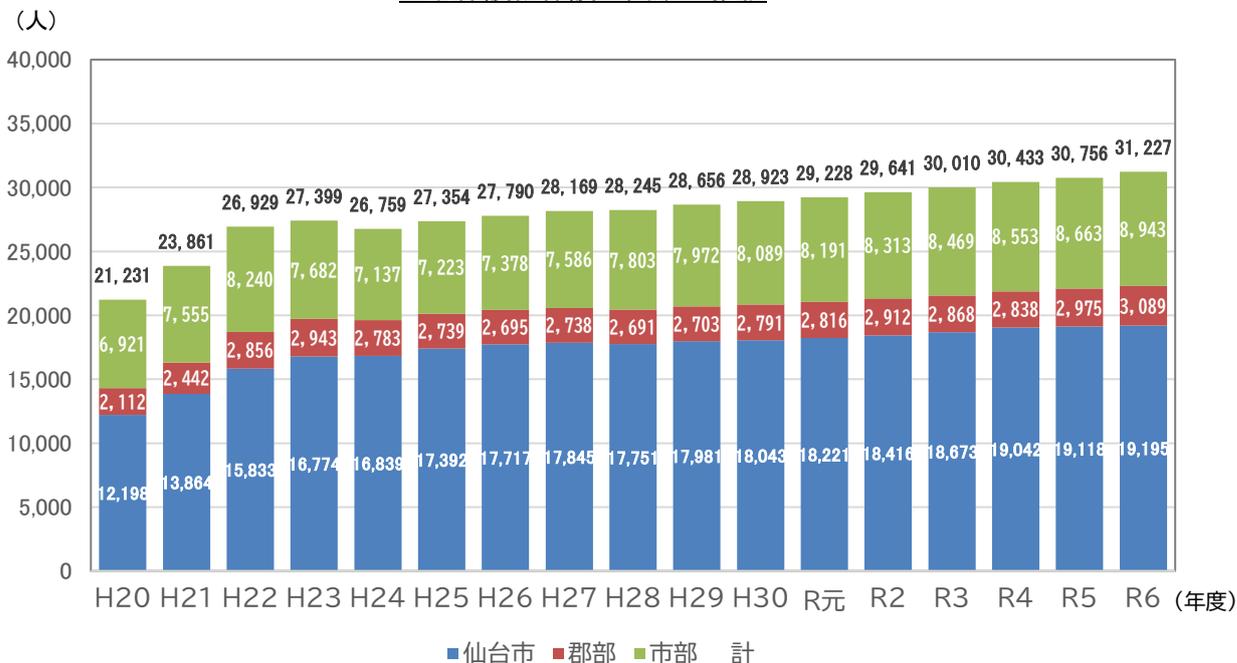


資料: 子ども・家庭支援課

⑥生活保護の推移

県における生活保護被保護人員数は微増傾向が続いています。令和3年度には30,000人を超え、令和6年度は31,227人となっています。

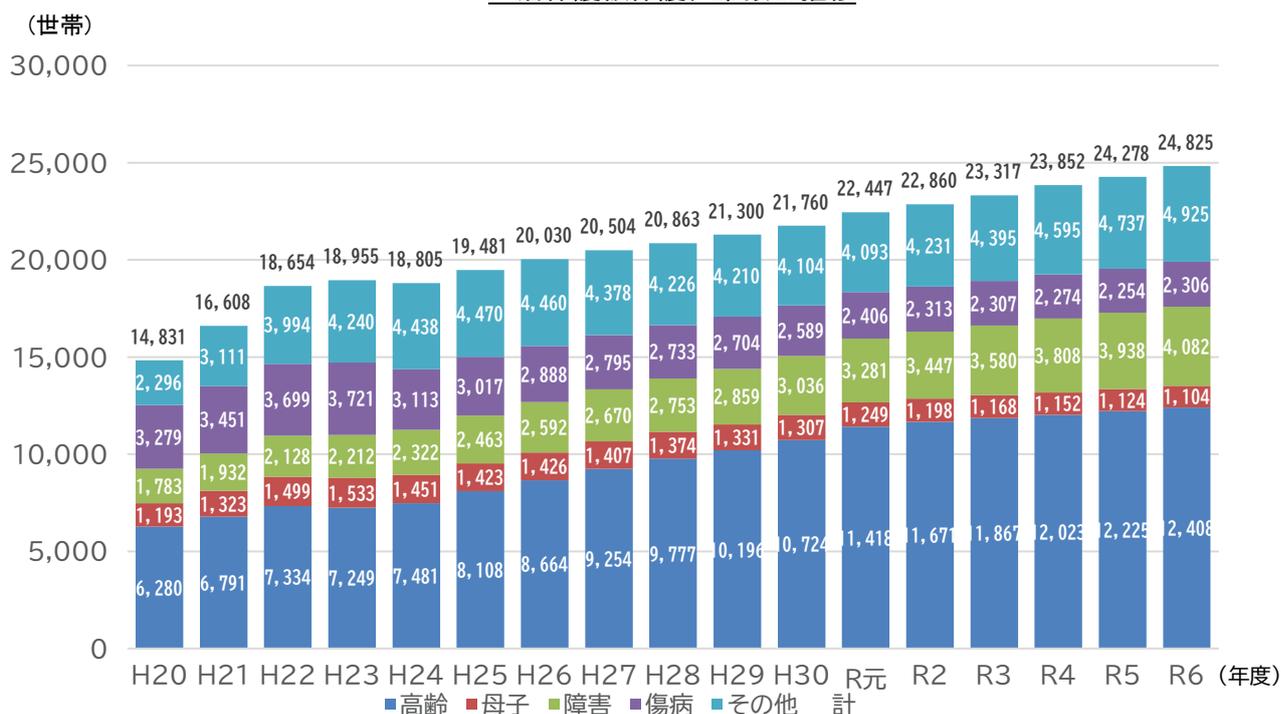
生活保護被保護人員数の推移



資料: 社会福祉課

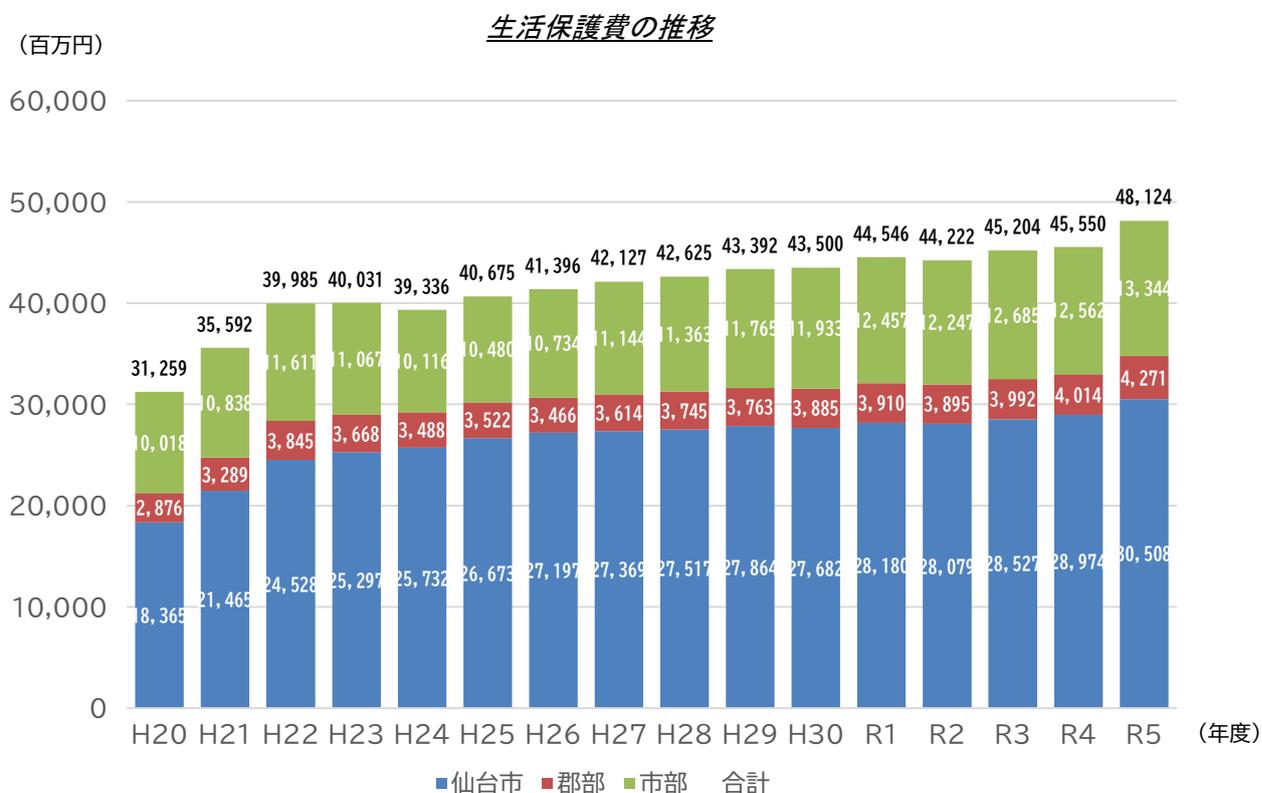
令和6年度の県の生活保護被保護世帯数は、24,825世帯となっています。県内全地域で高齢者世帯の増加が目立っています。

生活保護被保護世帯数の推移



資料: 社会福祉課

令和5年度の県の生活保護費は481億2,400万円で、平成20年度の312億5,900万円と比較して54.0%の増加となっています。



資料: 社会福祉課

⑦生活困窮者自立相談支援センターへの相談件数の推移

町村部においては、県が宮城県自立相談支援センター（仙南、宮城黒川、北部、東部、気仙沼の各事務所）を設置し、支援に当たっており、市部では、各市において自立相談支援センターを設置し、相談対応を行っています。

生活困窮者自立相談支援センターを設置した平成27年度以降、相談件数は増加傾向にあり、特に令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行もあり、県内における年間の相談件数が1万件を超えました。

生活困窮者自立相談支援センターへの相談件数の推移

(単位: 件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県所管分(町村分)	670	990	984	1,095	1,254	2,315	2,575	1,917	1,709	1,663
市所管分	3,494	4,292	4,604	5,089	4,851	9,110	9,064	5,875	5,468	5,055
県計	4,164	5,282	5,588	6,184	6,105	11,425	11,639	7,792	7,177	6,718

資料: 社会福祉課

⑧ひとり親世帯の状況

仙台市を除くひとり親世帯数は、令和5年8月1日現在、母子世帯が10,493世帯、父子世帯が915世帯、寡婦世帯が6,142世帯となっています。

令和2年度の国勢調査による仙台市を含む世帯数は、母子世帯が17,706世帯、父子世帯が3,140世帯となっています。

ひとり親等世帯数

宮城県ひとり親世帯等実態調査世帯数（仙台市を除く）（単位：世帯数）

	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯
令和5年度調査	10,493	915	6,142

令和5年8月1日現在

令和2年度国勢調査

	母子世帯	父子世帯
仙台市	7,386	986
仙台市以外	10,320	2,154
計	17,706	3,140

資料：子ども・家庭支援課

⑨ひきこもり相談件数の推移

ひきこもり状態にある方やその家族からの相談件数は、平成26年度の電話相談117件、面接延べ272人から、コロナ禍に微減したものの、令和6年度は電話相談149件、面接延べ907件と増加しています。

宮城県ひきこもり地域支援センターにおける相談件数の推移

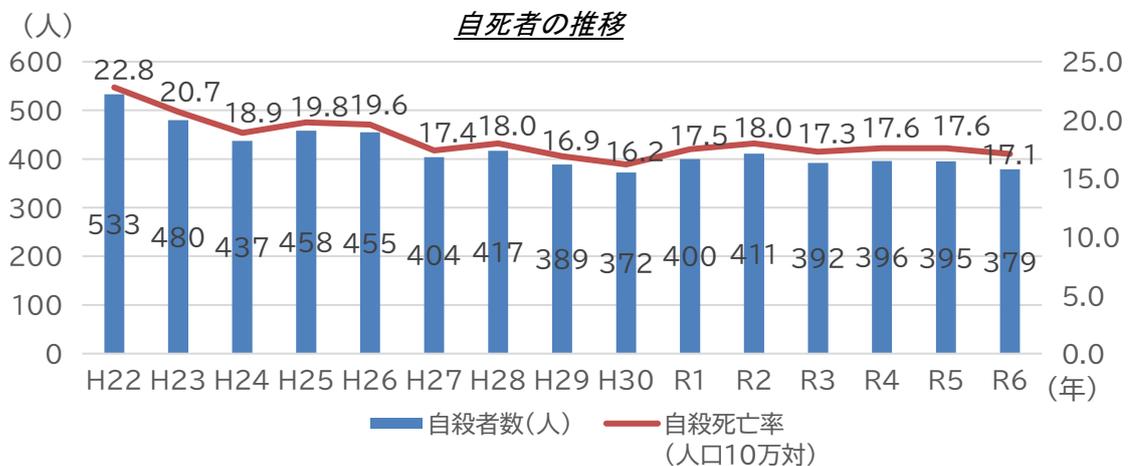
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
電話相談	269	154	129	117	143	149
面接	実人数	112	89	93	92	98
	延人数	572	538	590	806	896

資料：精神保健推進室

⑩自死の推移

令和6年の自殺者数は379人、自殺死亡率は17.1となっており、自殺死亡率は全国平均の16.3を上回っています。

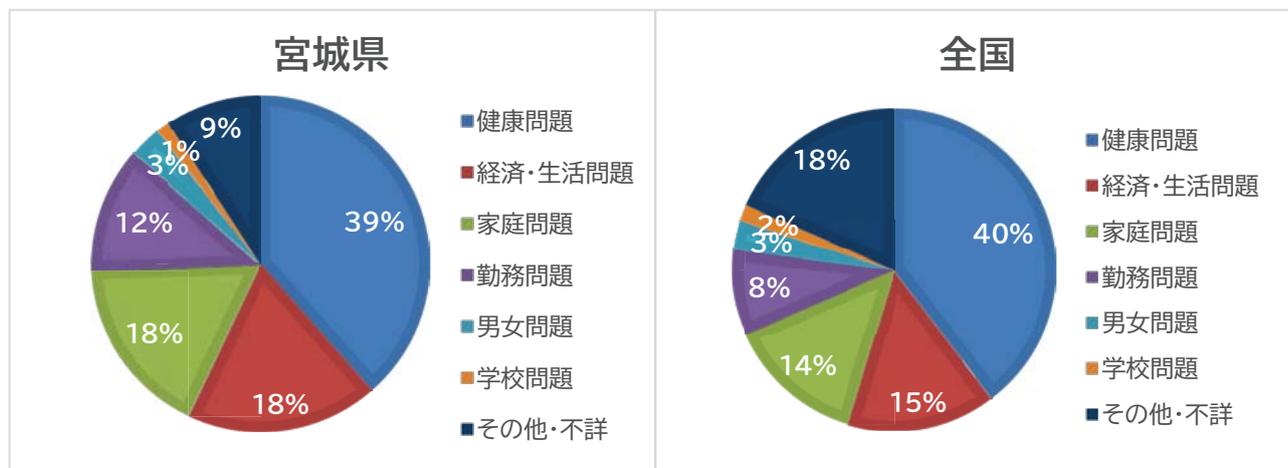
※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数



資料：精神保健推進室

自死の原因・動機

自死の原因（R2（2020）～R6（2024）合計）



資料：精神保健推進室

(6) 地域福祉の担い手の状況

①保育士数等の推移

待機児童解消に向けた保育所等の整備に伴い、県内の保育士の求人数は令和7年1月時点で768人と求職者を大きく上回っており、その確保が課題となっています。

保育士数等の推移

	R5	R6	R7
有効求職者数	326	262	232
有効求人数	803	947	768
有効求人倍率	2.46	3.61	3.31
保育所数	827	838	836

※有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率の基準日は各年1月。出典は厚生労働省「職業安定業務統計」。

※保育所数は、各年4月の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の数

資料：子育て社会推進課

②介護職員数の需要推計と供給推計

介護職員数の需給推計では、県内で令和12年度に必要とされる介護職員数は38,935人で、需給ギャップは2,873人と見込まれています。

介護職員数の受給推計及び実績

(単位：人)

年度	R6	R7	R8	R12
需要(推計)数(A)	36,274	36,881	37,488	38,935
供給(推計)数(B)	35,373	35,530	35,686	36,062
供給(実績)数(C)	33,999	-	-	-
推計における差(A-B)	901	1,352	1,802	2,873
実績における差(A-C)	2,275	-	-	-

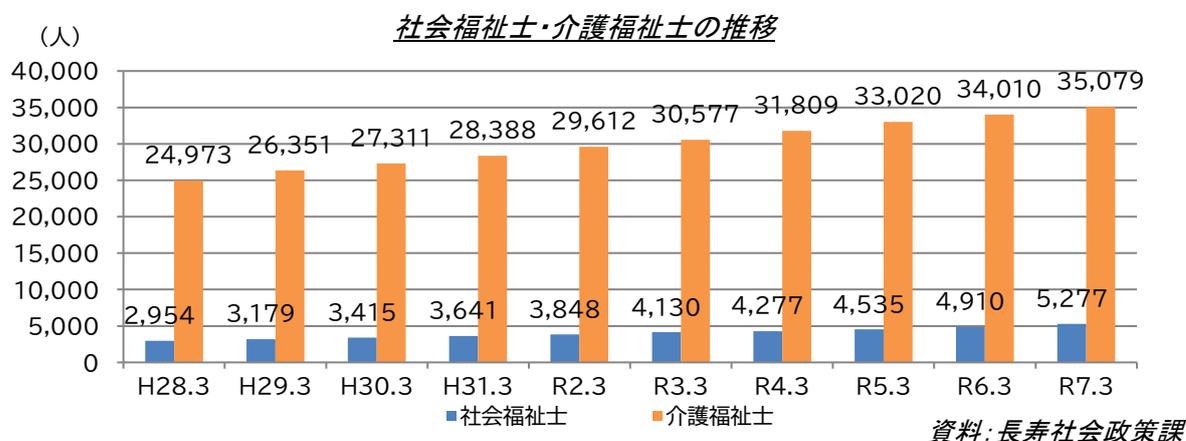
※需要(推計)数及び供給(推計)数は、厚生労働省の介護人材需給推計ワークシートによる宮城県推計値

※供給(実績)数は、介護サービス情報公表システム等による

資料：長寿社会政策課

③社会福祉士・介護福祉士数の推移

登録者数は、令和7年3月末現在で、社会福祉士が5,277人、介護福祉士が35,079人となっています。



④介護支援専門員（ケアマネジャー）数等の推移

令和7年10月1日時点の介護支援専門員の登録者数は11,993人、うち介護支援専門員証有効期間中の登録者数は5,833人となっています。

介護支援専門員数等(令和7年10月1日時点)

登録者数	うち証有効期間中	うち主任介護支援専門員
11,993人	5,833人	1,689人

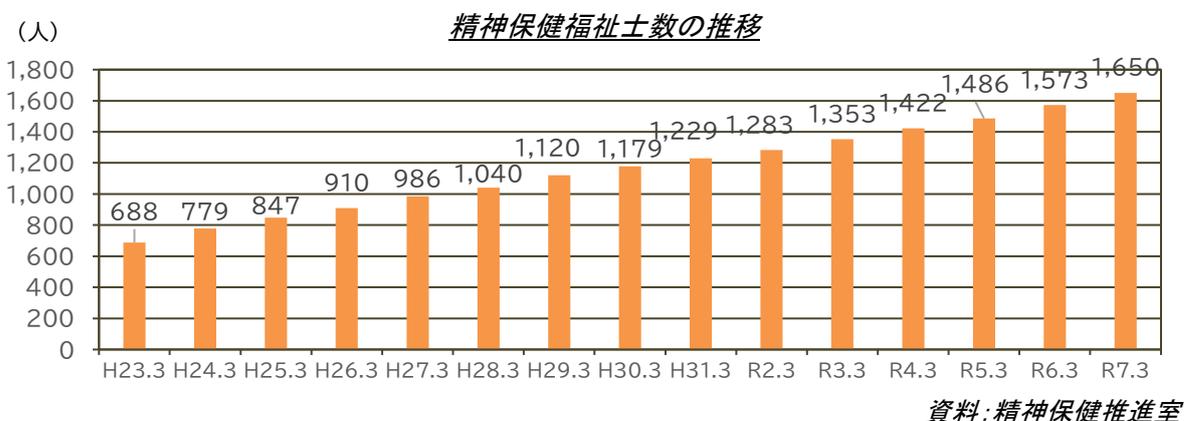
介護支援専門員証新規取得者数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
人数	230人	210人	157人	201人	294人

資料：長寿社会政策課

⑤精神保健福祉士数の推移

精神保健福祉士の登録者数は、令和7年3月末現在で、1,650人となっています。



⑥ 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、安心して暮らせる地域づくりのため、地域住民の立場で、生活や福祉に関する相談に応じ、必要な福祉サービスにつなげることや福祉サービスに関する情報を提供するなど、地域と行政をつなぐ重要な役割を担っています。

県（仙台市を除く）の民生委員・児童委員は、令和7年12月1日現在で、定数3,129人に対し、委嘱されている委員数は2,775人となっており、充足率は89%となっています。

民生委員・児童委員の状況

	定数	委員数	充足率
民生委員・児童委員	3,129人	2,775人	89%
うち主任児童委員	239人	225人	94%
全国計	240,971人	220,880人	92%

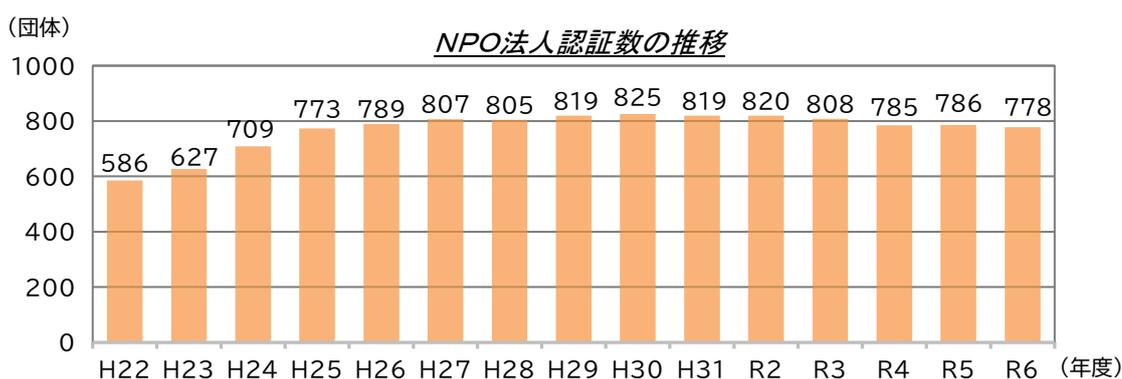
令和7年12月1日現在（仙台市を除く）

資料 社会福祉課

⑦ NPO法人の推移

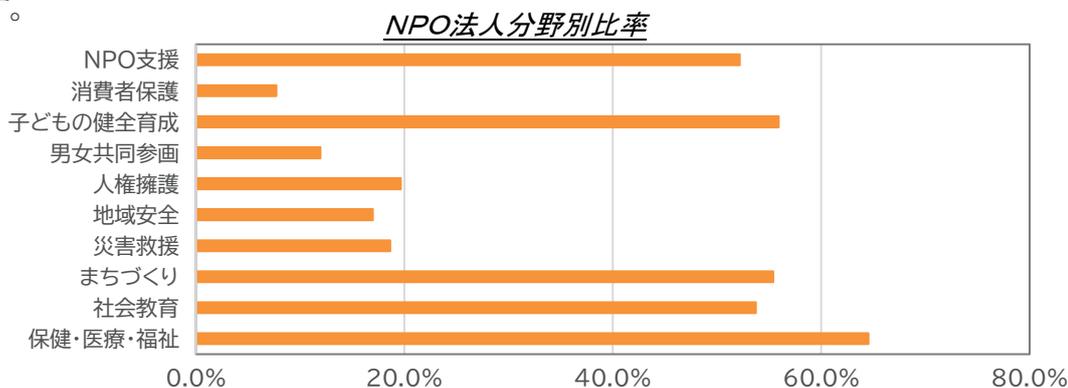
令和7年3月31日現在の県のNPO法人の設立認証数は778団体となっています。

法人格を取得する県のNPO法人数は、東日本大震災後に増加傾向が見られましたが、平成30年度をピークに減少傾向にあります。



資料：共同参画社会推進課

令和7年3月31日現在の活動分野別の構成比では、高齢者や障害者を対象とした生活支援等の「保健・医療・福祉の増進」に係る活動を行っている法人は64%に達しています。また、「子どもの健全育成」に係る活動を行っている法人が55%に達しているなど、地域福祉に関連した活動を行っているNPO法人が多くなっています。



法人の定款に記載された活動分野の集計(複数分野計上)から抜粋(令和6年度末)

資料：共同参画社会推進課

⑧社会福祉法人の状況

社会福祉法人数は、令和7年4月1日現在、施設経営法人230法人、社会福祉協議会36法人となっています。

社会福祉法人数の状況

種別	仙台市	仙台市以外	合計	
社会福祉法人	施設経営法人	89	141	230
	うち厚生労働省所管法人	1	0	1
	社会福祉協議会	2	34	36
	その他	4	0	4
計	95	175	270	

※仙台市・・・仙台市内に事業所がある法人等(仙台市、厚生労働省)

仙台市以外・・・仙台市以外に事業所がある法人等(県・一般市・他都道府県)

令和7年4月1日現在

2 地域福祉をめぐる課題

- ◇ 近年の公的な福祉サービスは、高齢者福祉施策や障害者福祉施策等、その時のニーズに応じた法制度の整備などにより、それぞれの分野ごとに内容も充実してきました。
- ◇ 一方、少子・高齢化の進行と相まって、核家族化や単身世帯の増加、価値観の多様化等により、支え合いの機能が低下し、家庭や地域、職場など社会が持っていた連帯感の希薄化が進んでいます。
- ◇ 県内の人口は仙台都市圏に集中しており、仙台都市圏以外の地域では一貫して減少しています。県全体では平成15年をピークに人口が減少し、今後さらに減少すると見込まれています。特に、東日本大震災の被災市町の多くで大幅な人口減少が進んでおり、高齢化、災害公営住宅等への転居等により地域とのつながりが希薄になるなど、コミュニティの形成に関する全国的な課題が、県内においても顕著となっています。
- ◇ 高齢者など支援を必要とする人の割合は増加しており、介護職員などの担い手不足、人口減少による税収等の減少、社会保障関係経費の増加など、将来的には公的な福祉サービスの提供が困難になるおそれがあります。
- ◇ 高齢の親が50歳代のひきこもり状態にある子どもの生活を支えている世帯(いわゆる「8050世帯」)への支援、ひとり暮らしの認知症高齢者など、問題解決能力はもとより福祉サービスの利用そのものの理解が困難な住民への対応、認知症の高齢者と障害のある子どもがいる家庭など複数の課題がある世帯への対応、地域から孤立し、福祉サービス等の支援も拒否するなど健康的な生活が維持できないセルフネグレクト等、多種多様な問題が増えると想定されます。
- ◇ 子育てについては、祖父母や近隣住民の協力を得られず孤立してしまう場合もあり、相談・支援体制の構築が必要とされています。
- ◇ 障害者が、地域で生きがいをもって生活できるよう、地域住民の障害及び障害者に対する理解と関心を高め、地域の一員として共に支え合うという意識を醸成することが不可欠です。
- ◇ 精神疾患は、全ての人にとって身近な疾患であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくり(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)を進める必要があります。
- ◇ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが重要です。
- ◇ 介護や子育て等に伴うストレスが一因と思われる高齢者や児童への虐待のほか、配偶者からの暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))による被害が深刻化しています。地域において、住民一人ひとりが虐待、DV等に対する理解と関心を持ち、早期対応していくことが重要です。

- ◇ 物価高騰など地域経済への不安感も増している中で、経済的に困窮している方は社会的にも孤立している場合があります、早期の支援が必要です。
- ◇ このような課題は、地域で生活している人々が最初に気づくものであり、また身近でなければ早期発見が難しいことから、地域住民と行政や関係機関が一体となって解決していかねばなりません。

3 福祉施策の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ◇ 平成18年12月、「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択され、日本は、平成19年9月に条約に署名、平成26年1月に批准しました。本条約では、障害は個人の問題ではなく、社会のあり方の問題であるという新しい障害者観（障害の社会モデル）が示され、生活や人生のあらゆる段階で、平等に暮らせる「合理的な配慮」が求められました。
- ◇ 平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
- ◇ 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすものです。
- ◇ 地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、平成29年2月に「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）をとりまとめ、改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

(2) 社会福祉法の改正

- ◇ 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、2度にわたり社会福祉法の改正が行われました。
- ◇ 平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、その実現に向けた取組の方向性が示されました。また、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、市町村及び都道府県はそれぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるとともに、策定に際しては、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

- ◇ 令和3年4月施行の改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制の整備を行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びそれに対する財政支援等について規定されました。

（3）近年の地域福祉関連法制度の主な動き

①生活困窮者自立支援法の改正

- ◇ 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的として平成27年に生活困窮者自立支援法が制定されました。
- ◇ 令和6年4月の改正では、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図ることとされました。（令和7年4月施行）

②孤独・孤立対策推進法の制定

- ◇ 総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定める「孤独・孤立対策推進法」が令和5年5月に制定されました。（令和6年4月施行）

③児童福祉法の改正等

- ◇ 令和4年6月の改正により、市町村における相談支援体制の強化を図るため、「こども家庭センター」の設置が努力義務とされたほか、施設入所や里親利用している子どもの意見聴取など権利擁護のための仕組づくり等が求められました。（令和6年4月施行）また、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法が制定され、令和5年4月にはこども家庭庁が設置されました。

④困難な問題を抱える女性支援法の制定

- ◇ 女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されました。（令和6年4月施行）

⑤認知症基本法の制定

- ◇ 認知症の人の尊厳を維持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関連する施策を総合的・計画的に推進するため、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。（令和6年1月施行）

⑥介護保険法の改正

- ◇ 令和6年1月の改正により、介護事業者に対し、経営情報の報告が義務付けられました。（令和6年4月施行）また、地域包括ケアを深化・推進するため、介護情報基盤の整備が市町村の地域事業として位置付けられました。

⑦障害者差別解消法等の改正

- ◇ 令和3年5月の改正により、共生社会の実現に向けた取組を推進するため、事業者に対し「合理的配慮」の提供が義務付けられました。(令和6年4月施行)

⑧障害者総合支援法の改正

- ◇ 令和4年12月の改正により、障害者等の希望する生活を実現するため、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされるなど障害者等の地域生活や就労の支援が強化されました。(令和6年4月施行)

⑨災害対策基本法等の改正

- ◇ 令和3年5月の改正により、市町村に対して避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が努力義務化された(令和3年5月施行)ほか、令和7年6月の改正により、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されました(令和7年7月施行)。

年	国	県
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ○改正消費者安全法施行 ○障害者差別解消法施行 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 ○ヘイトスピーチ対策法施行 ○部落差別解消推進法施行 ○再犯の防止等の推進に関する法律施行 ○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 	○宮城県地域福祉支援計画(第3期)策定
平成29年	○改正住宅セーフティネット法施行	
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ○改正社会福祉法施行 ○改正介護保険法施行 ○改正障害者総合支援法施行 ○改正児童福祉法施行 ○改正生活保護法施行 ○改正生活困窮者自立支援法施行 ○ギャンブル等依存症対策基本法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○みやぎ障害者プラン策定 ○第7期みやぎ高齢者元気プラン策定
平成31年		○宮城県アルコール健康障害対策推進計画策定
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ○改正児童福祉法施行 ○改正児童虐待の防止等に関する法律施行 ○改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○新・宮城の将来ビジョン策定 ○みやぎ子ども・子育て幸福計画策定 ○第一次宮城県再犯防止推進計画策定
令和3年	○改正社会福祉法施行	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県地域福祉支援計画(第4期)策定 ○第8期みやぎ高齢者元気プラン策定

年	国	県
令和4年	○自殺総合対策大綱の見直し	
令和5年	○こども基本法施行	
令和6年	○孤独・孤立対策推進法施行 ○改正児童福祉法施行 ○困難な問題を抱える女性支援法施行 ○認知症基本法施行 ○改正介護保険法施行 ○改正障害者差別解消法施行 ○改正障害者総合支援法施行	○困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画策定 ○第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 ○みやぎ障害者プラン策定 ○第9期みやぎ高齢者元気プラン策定 ○宮城県自死対策計画策定 ○宮城県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）策定 ○宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画策定
令和7年	○改正児童福祉法施行 ○改正生活困窮者自立支援法施行 ○改正災害対策基本法施行	○みやぎこども幸福計画策定 ○宮城県社会的養育推進計画策定 ○第二次宮城県再犯防止推進計画策定